

厚生労働省 神奈川労働局
労働基準部 安全課
平成 29 年 6 月 28 日

担 当	神奈川労働局労働基準部安全課	
	安全課長	原田 聡
	安全専門官	赤前 幸隆
	電話番号	045 (211) 7352
	F A X	045 (211) 0048

6 月 30 日、トラック運転者の荷役作業中の 死傷災害防止に向けた取組を陸運団体及び荷主等に要請！

～陸運事業者と荷主等が協働し連携して安全に荷役作業が実施できる環境整備に向けて～

神奈川労働局（局長 姉崎 猛）は、荷主先等での荷役作業中の労働災害防止に向け、陸運関係団体と荷主等の関係団体に対し、両者が協働して安全な荷役作業を行うための環境整備を図るよう要請を行います。

1 陸上貨物運送事業における労働災害の現状

神奈川労働局管内の陸上貨物運送事業における休業 4 日以上死傷災害は、平成 26 年以降では毎年 850 件以上発生しており、昨年は全国でワースト 4 位になっています。

これらの死傷災害の多くは、大型物流センター（倉庫）をはじめとして荷主先の敷地内での荷物の積み卸し作業中に発生しています。

2 要請の目的

上記の労働災害の現状からすれば、陸上貨物運送事業における死傷災害を防止するためには、運送事業者だけではなく荷主等の協力が必要となります。

このため、今回は死傷災害の防止に必要な事項について、陸運事業者と荷主の双方に対して要請することとしたものです。

3 要請事項の概要

- ①安全衛生法等関係法令の遵守
- ②災害事例の分析等を行った上で厚生労働省で策定した「荷役ガイドライン」の水平展開
- ③陸運事業者・荷主等を構成員とした協議会への参加の呼びかけ

4 要請日時・場所

- (1)日時 平成 29 年 6 月 30 日（金）13 時 20 分集合（13 時 30 分から要請開始）
- (2)場所 神奈川労働局 大会議室（横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 8 階）

5 資料

- （参考資料 1）局長要請文
- （参考資料 2）災害統計・災害事例
- （参考資料 3）荷役ガイドラインの概要

6 その他参考事項

- ※1 陸運関係団体と荷主等の関係団体に直接要請を実施するのは初めてである。
- ※2 陸運関係団体と荷主等の関係団体が連携して荷役災害防止に関する協議会組織を労働局と労働基準監督署に設けるのは神奈川県内としては初めてであり、全国的にも例がない。

本要請に関して、取材を御希望される場合は、別紙 FAX により神奈川労働局労働基準部安全課担当あて 6 月 29 日（木）16 時 30 分までに御連絡をお願いします。

（連絡先）

神奈川労働局労働基準部安全課（担当 安全専門官 赤前幸隆）

【要請を実施した関係団体】

【陸運関係団体】

一般社団法人 神奈川県トラック協会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部

【荷主等の関係団体】

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

港湾労働災害防止協会 神奈川総支部

神奈川県倉庫協会

神奈川県冷蔵倉庫協会

神労発基 0630 第 〇〇〇 号
平成 29 年 6 月 30 日関係団体の長 あて
(団体別に発出)

神奈川労働局長

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策の推進について
～安全な荷役作業に向けた作業環境の整備と局・署協議会への参加要請～

第 12 次労働災害防止推進計画（以下「12 次防」という。）は最終年を迎え、これまで貴団体の御協力の下、死亡災害を 40 人以下とする行政目標を 3 年連続達成することができました。しかし、本来発生してはならない死亡災害が依然として見受けられることや休業 4 日以上労働災害が毎年増加傾向となっていることから、今後相当の努力をしなければ最終目標である 5,600 人以下の目標達成は極めて困難な状況となっています。

特に、陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）で発生している休業 4 日以上労働災害の約 7 割は、荷主・配送先・元請事業者等（以下「荷主等」という。）で発生し、12 次防期間中に建設業を抜き製造業に次いで二番目に災害の多い業種となっているほか、トラック運転者の荷役作業でほぼ毎年のように、荷主等の作業場所（以下「荷主先等」という。）で死亡災害が発生しています。

今般、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所において、陸運業の労働者が荷役作業中に被災した死亡災害を分析した結果、別添パンフレットのとおり、①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走及び⑤トラック後退時の事故で、約 80%の死亡災害が発生していることが判明し、これらの災害を「荷役 5 大災害」に位置付け、すべての陸運業の事業者（以下「陸運事業者」という。）及び荷主等を対象に、「荷役 5 大災害」防止に向けた取組を実施することといたしました。

当局では、以前から荷役作業中の労働災害の防止に向け、労働安全衛生法の遵守と平成 25 年に策定された「荷役ガイドライン」で示されている陸運事業者と荷主等が取り組むべき実施事項を周知し、個々の事業場に対し指導を実施して参りましたが、多くの事業場において、労働安全衛生法違反、「荷役ガイドライン」で示されている基本的措置事項が実施されていないものとなっており、関係するすべての団体において安全な荷役作業に向けた作業環境の整備を**別紙により**求めていくことといたしましたので、改善に向け積極的に取り組むようお願いいたします。

さらに、本年度は、当局と管下の労働基準監督署（以下「局署」という。）において、荷役作業中の安全対策を管内全体で加速させるため、地域のトラック事業者団体等（以下「陸運関係団体」という。）と荷主等の関係団体（以下「荷主等関係団体」という。）が協働して連携した取組を話し合うための協議会組織を局署にそれぞれ設置することといたしました。つきましては、各団体の支部、分会、地区、ブロック等の地域組織から事務局及び役員事業場等の物流責任者等が参加されますよう御理解・御協力の程よろしくお願いいたします。

※ 別紙については、**各団体別の要請事項**となっております。
要請事項は、**3 つの「共通事項」**から構成されており、「共通事項」の詳細は、各団体別に異なった内容が記載されているため、ここでは局長から関係団体に行った説明内容のみ掲載いたします。

局長説明内容（各団体別の「別紙」要請事項）

神奈川労働局管内における本年の労働災害につきましては、本日お越しの災害防止団体および業界団体の方々の不断の御努力により、減少している状況にあります。

しかしながら、陸上貨物運送事業につきましては、本年も労働災害が増加しております。

神奈川労働局管内の陸上貨物運送事業における休業4日以上之死傷災害は、平成26年以降では毎年850件以上発生しており、昨年は全国でワースト4位になっています。

これらの死傷災害の多くは、大型物流センター（倉庫）をはじめとした荷主先の敷地内での荷物の積卸し作業中に発生しております。

このような労働災害の現状からすれば、陸上貨物運送事業における死傷災害を防止するためには、陸運事業者だけでなく荷主等の協力が必要となります。

このため、今回は死傷災害の防止に必要な事項について、陸運関係団体と荷主等の関係団体の双方に対して要請させていただくこととしました。

そこで、みなさま方には、次に申し上げる**共通事項「3点」**について要請します。

1 安全な荷役作業に向けた労働安全衛生法等の関係法令の遵守

まず、「安全な荷役作業に向けた労働安全衛生法等の関係法令の遵守について」です。

法令に定められている各事項は、過去に発生した災害を踏まえて安全確保に必要な最低限の内容が定められているものです。したがって、法令違反の荷役作業は災害発生のリスクが相当高まりますので、作業においては法令遵守の徹底をお願いいたします。

2 荷役ガイドライン及び荷役5大災害防止等に向けた取組

続いて、「荷役ガイドライン及び荷役5大災害防止等に向けた取組について」です。

荷役ガイドラインは、過去の災害事例を分析し、安全に荷役作業を行うことができるような様々な荷役作業の内容をガイドライン化し安全性をより高めたものです。

現在、未だ荷役ガイドラインの基本的実施事項の取組は必ずしも十分であるとは言えない状況であると考えています。

このため、みなさま方には、荷役ガイドラインの内容及びそれに沿った取組を会員事業場に積極的に水平展開していただくことをお願いいたします。

3 労働基準監督署及び労働局に設置する連絡協議会への参加要請

最後に、「連絡協議会への参加要請」です。

本協議会は、陸運団体と荷主等の関係団体が一体となって、荷役作業の安全化に向けた建設的取組を行うことを目的として、協議会が設置されるものです。

今回のように局署に協議会組織が設置されるのは、神奈川県内のみならず、全国的にも初の試みではありますが、荷役災害を県下全体で防止していくには、陸運事業者と荷主等の事業者が問題点や好事例等を共有しながら、対策を講じていくことは災害防止に有用であると考えております。

みなさま方には、是非とも、積極的に御参加いただきますようお願いいたします。

以上、いろいろと申し上げましたが、このような取組を関係者が一丸となって荷役災害の防止に積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

陸上貨物運送事業における
災害事例・災害統計

[陸上貨物運送事業における災害の概要]

平成 28 年に神奈川労働局管内で発生した休業 4 日以上労働災害のうち、陸上貨物運送事業(以下「陸運業」という。)については **859 件**発生し、一昨年よりも **17 件減少(-1.94%)**したものの微減にとどまっており、全国的に見ても災害が多い状況にあります。

陸運業で発生している労働災害の約 7 割は、大型物流センター(倉庫)や製造業、建設現場、小売業、港湾施設等の荷主等の施設(以下「荷主先等」という。)での荷役作業中に発生し、特に、トラックへの積み込み、積み卸し作業(いわゆる「付帯作業」)において多発しており、神奈川労働局では、陸運業と「全業種」の荷主等の事業者が互いに協力し連携を図りながら、荷役ガイドライン(平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号)に積極的に取り組むよう広く周知をしています。

[1]災害統計等

(1)神奈川労働局管内における陸上貨物運送事業の労働災害の推移

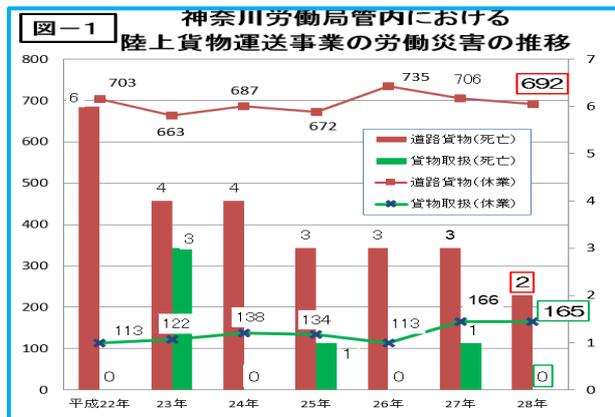
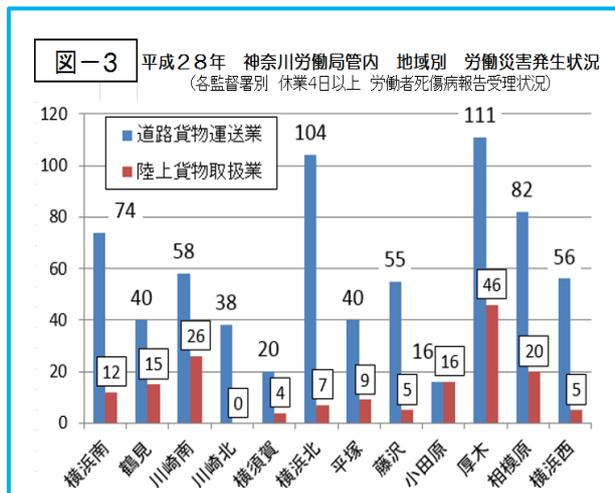


図-2 陸上貨物運送事業 都道府県別 労働災害発生状況

道路貨物運送業 (死亡91人 休業4日以上12,656人)			陸上貨物取扱業 (死亡6人 休業4日以上1,224人)		
1	大阪	1,018人 (-63人)	1	千葉	167人 (+30人)
2	埼玉	931人 (-18人)	2	神奈川	165人 (-2人)
3	東京	901人 (+65人)	3	大阪	136人 (+7人)
4	愛知	754人 (-36人)	4	埼玉	116人 (-5人)
5	北海道	732人 (+26人)	5	東京	94人 (+14人)
6	神奈川	694人 (-15人)			

注意: ランキングの()内は、対前年増減数
資料: 平成28年発生労働者死傷病報告受理状況



災害発生状況から

- 神奈川労働局管内で発生している陸上貨物運送事業(道路貨物運送業と陸上貨物取扱業)における労働災害は 859 件となっており、全国ワースト 4 位となっています。
- 道路貨物運送業については、694 件の労働災害が発生し全国ワースト 6 位となっており、陸上貨物取扱業についても 165 件発生し全国ワースト 2 位となっています。
- 陸運業の労働災害は、大都市圏を中心に主要な高速道路や工業地域を有している場所ほど多発する傾向にあり、災害の多くは、荷主先等の作業場所で発生しています。



(2)陸上貨物運送事業死亡災害事例

[平成 28 年発生]

発生月 発生時刻	業 種 事業場規模	起 因 物 事故の型	発 生 概 要
※5 月 14時頃	道路貨物運送業 30 名～49 名	玉掛用具 飛来、落下	被災者が木造建築工事現場に搬入した野地板(総重量600Kg)を現場敷地内に仮置きするため、別事業場の作業者が移動式クレーンで荷下ろし作業を行った際、荷が落下して被災者に激突した。
1 2 月 5 時頃	道路貨物運送業 50 名～99 名	トラック 交通事故(道路)	中型トラックに乗って商品の積込み先へ 向かう途中、緩やかな左カーブを曲がりきれずに反対車線にはみ出し、対向車(大型トラック)と正面衝突した。

[平成 27 年発生]

発生月 発生時刻	業 種 事業場規模	起 因 物 事故の型	発 生 概 要
7 月 15 時頃	道路貨物運送業 1～9 名	起因物なし その他	海上コンテナのトレーラーを運転して仕事現場に来ることになっていた被災者が現れないため探していたところ、東京都内で当該トレーラーの車内で死亡していたのを発見され、長時間労働による身体的負荷が持病に関与したとして労災認定されたもの。
10 月 13 時頃	道路貨物運送業 50 名～99 名	トラック 交通事故(道路)	大型タンクローリーでガソリン等を運搬中、高速道路のインターチェンジの料金所から太線に合流する穏やかな登り坂の左カーブで右側のガードレールに衝突して横転した。
※10 月 14 時頃	道路貨物運送業 10～29 名	クレーン 激 突	天井クレーンの操作者がトラックの荷台に自動車用金属製品を4段重ねで積み込み、被災者が荷台に上がって固縛作業をしていたところ、天井クレーンの操作者がクレーンを走行させ、クレーンの一部が積み終えた製品に激突したため最上段の製品が落下し、衝撃で被災者も荷台から墜落し死亡したもの。
※10 月 13 時頃	陸上貨物取扱業 10～29 名	トラック はさまれ・ 巻き込まれ	コンテナトレーラーを後退させ作業台へ接続する作業を行う際、被災者がトレーラーと作業台にはさまれ死亡したもの。
※ 10 月 4 時頃	道路貨物運送業 30～49 名	トラック はさまれ・ 巻き込まれ	配送終了後、トラック後方の観音扉を閉める際に、停車させていたトラックが動き出し近くに停車していたトレーラーの連結部分に衝突した。その際、トラックのドアが閉まり、降車あるいは乗車しようとしていた被災者がドアと運転席にはさまり死亡したものである。

- ・ 上欄の ※印太字 の表記は、荷主等の事業場構内・作業現場で発生した死亡災害です。

神奈川労働局管内では、毎年荷主先等の事業場構内での荷役作業中に死亡災害が発生しているため、荷役作業中の安全確保に向け荷主等の事業者と陸運業の事業者が連携を図りながら、労働安全衛生法を遵守し「荷役ガイドライン」に基づく対策を講じるよう指導を実施しております。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（一部抜粋）

（平成25年作成）

第1 目的

1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令等とあいまって、陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）の事業者（以下「陸運事業者」という。）の労働者が行う荷役作業における労働災害を防止するために、陸運事業者及び荷主・配送先・元請事業者等（以下「荷主等」という。）がそれぞれ取り組むべき事項を具体的に示すことを目的とする。

2 関係者の責務

陸運事業者は、本ガイドラインを指針として、荷役作業における労働災害防止対策の積極的な推進に努めるものとする。

荷主等は、本ガイドラインを指針として、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止のために必要な事項の実施に協力するものとする。

荷役作業を行う陸運事業者の労働者は、陸運事業者の指示、荷主等の作業場所における遵守事項等を守ることにより、荷役作業における労働災害の防止に努めるものとする。

第2 陸運事業者の実施事項

1 安全衛生管理体制の確立等

- (1) 荷役災害防止のための担当者の指名
- (2) 安全衛生方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善
- (3) 安全衛生委員会等における調査審議、陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

2 荷役作業における労働災害防止措置

(1) 基本的な対策

- ア 運送の都度、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるか事前に確認すること。また、事前に確認しなかった荷役作業は行わせないこと。
- イ 荷主等に確認した荷役作業の内容に応じた適切な安全衛生対策を講ずること。
- ウ 荷役作業を行う場所の作業環境や作業内容にも配慮した服装や保護具（保護帽、安全靴等）を着用させること。

- (2) 墜落・転落による労働災害の防止対策
- (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策
- (4) 転倒による労働災害の防止対策
- (5) 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策

3 荷役作業の安全衛生教育の実施

- (1) 荷役作業従事者に対する安全衛生教育
- (2) 労働安全衛生法に基づく資格等の取得
- (3) 作業指揮者等に対する教育

4 陸運事業者と荷主等との連絡調整

- (1) 荷役作業における役割分担の明確化
- (2) 荷役作業実施における陸運事業者と荷主等との連絡調整
- (3) 陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

5 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

貨物自動車運転者に荷役作業を行わせる場合には、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を考慮した運行計画を作成すること。

6 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置

陸運事業者が自ら受注した運送業務（荷役作業を含む。）を他の陸運事業者に請け負わせる場合には、元請事業場において、下請事業場との協議組織を設置及び運営し、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、請負事業場が行う労働者の安全衛生教育に対する指導・援助等を行うこと。

第3 荷主等の実施事項

1 安全衛生管理体制の確立等

(1) 荷役災害防止のための担当者の指名

陸運事業者と連携して、荷役作業における労働災害を防止するための措置を適切に実施する体制を構築する。

(2) 安全衛生方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善

(3) 安全衛生委員会等における調査審議、陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

2 荷役作業における労働災害防止措置

(1) 基本的な対策

ア 陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において行う必要がある荷役作業について、陸運事業者に通知すること。また、事前に通知しなかった荷役作業は陸運業の労働者に行わせないこと。

イ 荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者（以下「貨物自動車運転者」という。）の休息期間、道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、荷役作業の安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、着時刻の指定については余裕を持った設定（弾力的な設定）とすること。

(2) 墜落・転落による労働災害の防止対策

(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策

(4) 転倒による労働災害の防止対策

(5) 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策

(6) その他の労働災害の防止対策

3 荷役作業の安全衛生教育の実施

(1) 運送発注担当者等への改善基準告示の概要の周知

(2) 荷主等の労働者への荷役運搬機械に関する安全衛生教育の実施

4 陸運事業者と荷主等との連絡調整

(1) 荷役作業における役割分担の明確化

(2) 配送先における荷卸しの役割分担の明確化

(3) 荷役作業実施における荷主等と陸運事業者との連絡調整

(4) 陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

5 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

6 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置